

(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第1回 平成20年 7月22日開催 午後7時02分から午後9時15分 区議会大会議室、職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 辻山氏、牛山氏

検討連絡会議委員 猿橋委員、野田委員

事務局等 寺尾、徳永、武藤、中山、林、山岸、三浦

傍聴者 1名

配布資料
・第1回(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議 次第
・地方分権と『自治基本条例』 - 牛山久仁彦先生講演資料
・(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議の概要
・会議を進めるにあたってのグランド・ルール

1 事務局メンバーとファシリテーターの紹介

2 区民検討会議委員の自己紹介

3 牛山教授講義「自治基本条例について」

講義録は別紙のとおり

(会場移動:区議会大会議室から職員研修室へ)

4 事務局からの連絡

事務連絡

運営会の設置について

5 ワークショップ

2つのテーマを4班に分かれて話し合った。

テーマ1 条例への想いの共有

テーマ2 会議名称案

6 発表(各班から)

2つのテーマについて各班の意見を発表した。ワークショップにおいて各班から出された発表内容は別紙のとおり。

7 次回日程について

8月21日と8月27日を候補日として、出席可能委員の多い方に開催することとした。

挙手の結果、8月27日に開催することとなった。【決定】

以上

第1回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	1回会議 /委嘱式
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
14	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
15	荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	
16	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
17	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
18	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
19	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
20	喜治 賢次	キジ ケンジ	
21	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
22	河村 寛二	カワムラ カンジ	
23	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
24	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
25	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
26	井上 愛美	イノウエ アイミ	
27	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	
28	今井 茂子	イマイ シゲコ	
29	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
30	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
31	三木 由希子	ミキ ユキコ	

牛山久仁彦先生 講義録

平成 20 年 7 月 22 日、第一回(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議
新宿区議会大会議室

自治基本条例と地方分権

はじめに:自治体における行政 - 議会関係と区民検討会議の意義

今回、新宿区で行われている議員・行政職員・住民が一堂に会して議論を行う試みは非常に珍しい。日本の地方自治制度において、首長（行政）と議会との関係は機関対立型であり、常に議会と首長は対立する形で運営されるのが建て前となっている。これは重要なことであるが、場合によっては重要な問題提起がなされても、対立の中で雲散霧消してしまうことがあり、自治基本条例の制定過程も例外ではない。

機関対立型ではありながらも、議会と行政が共に議論に関わることは監視の不在という危険性がないわけではないが、そこに住民の検討委員が関わるという点で画期的であり、自治基本条例を制定する際のリーディング・ケースになりうるのではないかと。もちろんそれはできあがってから言えることで、制定過程において三者の間で相当な苦労があるだろう。まずは私自身、区民の皆様としっかり、そして楽しく区民の案を作っていくお手伝いをさせていただきたい。

大和市での自治基本条例制定の際には、30 名程度の市民委員に行政職員が加わり、首長の案という形で条例案を作っていく形をとったわけであるが、その際にも市民が地域を知ることから始まり、大和らしさとは何か、大和の住民が望む条例内容とは何かを基本にしながら組み立てていった。新宿においても、新宿での暮らしのなかで、住民が行政との関係、議会との関係をどのように作っていくのかが大きなテーマとなるだろう。新宿区は賑やかな繁華街というイメージがありながらも、それとは別に生活の場としての新宿という顔も併せ持っている。改めて新宿のまちを見ながら、そして区民の意見を伺いながら研究者としてお手伝いをさせていただきたい。

地方分権と自治基本条例

1. 分権時代の自治体と住民 なぜ自治基本条例が必要か

まず、自治基本条例の内容を考えるうえで、前提として自治基本条例がなぜ必要になっているのか、自治基本条例はどういう視点からつくられるべきかをお話したい。先の区長・議長からいただいたお話しの中だけでも、「地方分権」というテーマがあった。地方分権はここ 20 年ほどにわたっているいろいろな取り組みがなされてきたわけであるが、振り返って感じるのは、そもそも地方自治がどれだけ住民、行政職員、議員に理解されていたのかという点である。中学校の教科書においても、地方自治は憲法において保障されているといったことが書かれているが、区役所は都庁の下部機関であるとか、都庁は国の下にあるといった、ピラミッド型の組織の中の末端行政機関として区役所を見る見方もいまだに散見される。住民も職員もそういった見方をしている場合がある。

中央省庁においても自治体を管理・統制しなければならないという考え方がいまだに残っているところもある。しかし区役所が伏魔殿なはずはない。例えば、国家省庁の改革を住民が行おうとする場合には、国会議員を選びなおすところから始め、途方もない労力が必要である。区役所であれば、条例制定請求、監査請求、また身近にいる区議会議員と通じて訴えるなど、透明度を高めようと思えばいくらでもできる。未だどこかにある、中央省庁は監督官庁であり区役所を統制するという考えを、根本から意識改革を含め変えていかななくてはならない。

また中央省庁と区役所は性格が異なっており、区議会と国会ではシステムが異なる。国においては議員内閣制を採用しており機関協調型となっていて、議会の多数派が内閣を構成する。内閣と議会の多数派が良好な関係になるのは当たり前である。一方で自治体は首長と議会がそれぞれ選ばれ、たとえ首長と同じ党派の議員であっても、議会として対応する。地方自治と国の政治の異質性を踏まえたうえで、わたしたちは自分たちの地域の政府を創り、コントロールしなければならない。

さらにいえば、自分たちは税金を払っているからといって、あらゆる事を行政にやらせよう形地域社会の安全・安心を図っていくことが本当に可能であり、住民にとって最善のやり方なのだろうか。もちろん行政にやらせられなければならないことは多くあるが、財政危機や住民のニーズの多様化の中にあっては、すべてのサービスを行政にやらせようとするればいくら税金を払っても足りないかもしれない。やはり自分たちの周りのことは自分で、また助け合い、支えあってやっていく、そしてその延長線上に自治体行政があるのではないか。だからこそ、自分たちのことは地域で決めるという自己決定・自己責任の地方自治なのだろう。それが本来、地方分権を進める先にあるのではないか。

日本の憲法や特に地方自治法は、やはり戦前の集権的なしくみを引きずってきている。今回の地方分権改革においてだいぶ改正がなされたが、まだまだ地域で自己決定をする自分たちのローカル・ルールをつくっていかなければならないことは数多くある。もちろん憲法や地方自治法の範囲内という制約はあるが、法律には幅、すき間、解釈といったものがある。そのなかでローカル・ルールとして、また既存のローカル・ルールとして様々な条例があるがそれら条例の規範となるような自治体の憲法として、行政、議会、そしてなにより住民がみんなで守っていくルールを作っていこうということが、全国の自治体において地方分権の推進のなかで出てきたのだろう。

現在、自治基本条例は全国で100余り制定されているが、全国の自治体が約1,800あることを考えれば、まだまだ少数であるかもしれない。自治基本条例は議員から、行政から、そしてなにより住民から制定を求める声が出てきて、盛り上がりのなかでつくっていくことが大事であろう。自治基本条例の制定は義務ではない。しかし、地域で自治を行うためのルールをつくっていこうという盛り上がりや、今までの総合計画策定等に参加された住民の方々もいらっしゃるが、そういった経験のなかで条例が議論されることは素晴らしい。またこれまでは関わってこなかった新しい住民の方々も加わっていく、そういう輪が広がっていくことによって、自治の実践・積み重ねができあがっていくだろう。その意味では、自治基本条例策定のプロセス自体が自治の推進であり、できあがったからといってそれですべてが終わった、万々歳というわけではない。自治基本条例は、制定までのプロセスも重要であるが、制定されてからのいろいろな営みもまた重要となってくるだろう。いろいろな試みが自治基本条例のなかにある。

地方分権と自治基本条例との関係、これは分権改革が国で行われたから自治基本条例が作られるようになったという単純なものではなく、長い日本の地方自治の歩みのなかで

必要となって出てきたものである。地方分権にもいろいろな批判がある。「官官分権」ではないか、すなわち、所詮国家公務員から地方公務員へ権限が移るだけで、住民には全く関係がないという批判がある。だからこそ、官官分権ではない、行政から区民へという分権を進めていくことが必要ではないか、そしてその過程では自治の担い手として住民が責任を果たしていくということが重要ではないか。

2. 分権と協働のための条例を創ることの意味

以前は、条例制定の範囲というものがきつく縛られていた。憲法では、条例は「法律の範囲内で制定することができる」とされ、地方自治法では、条例は「法令に反しない限りにおいて制定することができる」とされている。国は通達を通じて、ああしてはいけない、こうしてはいけないと条例の内容を限定する解釈をしてきた。しかし、分権改革推進委員会のなかでも、条例による法令の上書きを検討するべきというところまで議論が進められている。

少なくとも、法令の枠組みや範囲は一体どこまでできているのかということを考えて、何よりも住民が地域でどうしたいのかを考えて、そこから法令へアプローチするというやり方が今日進んできている。例えば、政策法務という考え方がある。政策法務とは難しく聞こえるが、簡潔に言えば、まず政策を考え、それから政策の根拠として法務を考えようということである。

もちろん自治基本条例が違法であってはならないが、法の解釈は多様であるので、まずは新宿区の住民のために行政が何をなすべきか、議会がどうあるべきか、どんな政策展開をすべきかを考え、そのためのルールを考えていく、その後それが本当に法として通用するのかを考えることが重要であろう。行政の法制担当を交え、法的な部分まで議論することもあるが、まずは新宿を住民がどんなまちにしたいのか、どういった行政や議会のあり方を望むのかを考えるのが重要である。

3. 自治基本条例の制度設計 自治基本条例の内容例

(1) 条例の基本的な考え方

条例の中身の例示としては、まず条例の基本的な考え方として、新宿区の特性や基本理念あるいは最高規範性がある。自治基本条例を自治体の最高規範とすることについては憲法学や行政法学において様々な議論がなされている。条例のなかに自治基本条例を憲法としておいていくことには法律学上問題があるという意見や、条例のなかに優劣をつけることは困難であるという意見もある。例えば他の条例を規律することはできないという法形式論がある。

もちろんこういった議論は法学上意味があることだが、しかし、自治基本条例は住民と議会、行政の三者が地域で守ろうと決めたルールであることが重要である。そもそも条例はすべて議会で議決されるものであって、議会で議決された条例の優先順位を議会がどのように判断したとしてもどんな違法性が生じるのだろうか。正式な手続きを踏んでおり違法性はないだろうし、具体的な裁判も想定できない。少なくとも、自治基本条例を地域のルールとして尊重し、守っていこうということについて、何ら問題はないであろう。

(2) 住民（区民）とは

自治体とは何か、そこに住む住民とは何であろうか。住民とは地方自治法上では住民票を持っている人ということになるが、実際には新宿区に通ってきて働いている人、活動している人など、いろいろな人が新宿で暮らしている。新宿区は多文化共生をテーマの一つ

として掲げているが、外国人も多く暮らしている。様々な人が新宿で暮らしているなかで、一体どこまでを区民、市民、住民とするかを議論していくことも自治基本条例のテーマとなるだろう。

(3) 行政の役割、行政と住民の関わり

さらに行政の役割、すなわち財政等の行政を取り巻く状況や行政経営のあり方などを踏まえて議論しながら、行政にいったいどんな組織運営を求めていくのか、どんな公共サービスのあり方を望んでいくのがテーマとなる。そのなかで住民の参加のしくみや意見反映、実際の住民と行政の協働といった問題をどう考えていくのかということが、行政と住民との関わりということになるだろう。

住民が意見を持ったときにどうやって行政に伝えることができるのか、あるいはそもそも住民の活動が行政の活動とどのように連携、協働したりして新宿のまちをよくしていけるのか、そういったしくみ・考え方を規定していくことも重要である。そのなかで問題となるのが住民参加と同時に住民投票の問題である。住民参加・住民投票に関しては、議会のあり方や政治的意思決定の問題と合わせて議論していかなくてはならない。なかなか議論の幅があって、しかも多岐にわたっているが、住民の目線から一番望ましいと思われるルールを築き上げていくことになるだろう。

(4) 情報の共有

意外に思われるかもしれないが、重要であるといわれるのが情報共有の問題である。行政、議会それぞれいろいろな情報を持っているが、案外役所のルールは住民にはよくわからないものである。ルールがしっかり住民に理解されるために、住民が行政に積極的に関わっていくために、情報の共有の項目は重要であるだろう。

(5) 議会

議会は、国会とは制度上異なるものであり、住民を代表する合議制の機関として、多様な住民の意見を反映しながら意思決定をするという重要な役割を持っている。もちろん住民投票や住民参加など住民の直接参加のシステムもあるが、最終的にいろいろな決定をする議会がどうやって住民の意見を集約し、議論を重ね、意思決定をしていくのかという部分を住民が議論することは重要であろう。なお、新宿区では一本の条例で議会も考えようということで三者が議論していくが、他の自治体では議会基本条例として別に制定する例もある。

(6) 条例の位置づけ等

条例の位置づけや条例の体系化、見直し規定等についても議論していくことになるだろう。自治基本条例の制定や改廃については研究者の間でも議論がある。制定改廃に関して、最高規範であるから住民投票をして意思決定をすべきだというのが一番高いハードルであるが、一方で難しいのは住民投票をそのためにすることが本当に可能なのかという問題である。もちろん住民投票を行い、住民が賛成した条例がいいに決まっているが、条例である以上国の法律が変われば条例も変わる可能性がある。例えば議会についてルールを決めても、地方自治法において議会制度が変われば変えなくてはいけない面もあるだろうし、そのたびに住民投票をするのか、また住民投票で改正が否決された場合にどうするのかということが問題となる。大和市では、原案では自治基本条例の理念を生かして改廃の手続きをとるといった案をとったが、条例の制定改廃は議会固有の権限として議会で削除された。最も低いハードルとしては議会の多数決で決めることであるが、実際にはいろいろな工夫があるだろう。議会を無視したり低く置いたりということではないが、なんらかの住民の参加手続きも必要ではないか。

むすび：自治基本条例と自治の実践の可能性

このように、今後条例について様々なことが議論されていくことになるだろう。私の経験の中で、住民参加・協働によって条例制定をするところで印象に残ったのは、大和市の事例であるが、市民委員がPI（パブリック・インボルブメント）と称して、住民を巻き込むために多様な取り組みをしたことである。「市民キャラバン」として自分たちが自治基本条例をつくっていることを訴え、シンポジウムを開きながら意見を集約していく。市民委員の方々が考えたのは、自分たちが公募で区民として条例に関わるわけであるが、自分たちが案をつくる以上、できるだけそれが普遍的で住民のものにしたいということであった。町内会や商工会議所、自治会連合会、学校等で意見を聞き、案を練る、そしてもう一度案を持って行ってまた意見を聞く、シンポジウムを開いて意見を聞く、そしてまた案を練る。そういったなかで高校生との議論を通じて大和市では16歳以上の住民に住民投票権が与えられた。

こういった住民の熱心な議論や、自分たちの意見が本当に住民全体の意見であるかを検証し考えていくといった、ある意味での自治の実践が制定過程で育まれたことが重要であると思う。自治基本条例を作っていく、もちろんできあがった条例そのものも重要であるが、制定のプロセスのなかで積み重ねられる努力、そして今回おそらく初めてである、住民が議会、行政と一緒に考えていく努力、こういった努力が新しい分権型の社会を築き上げていく力となればと思う。私自身みなさんにいろいろと教えていただきながら、お手伝いできればと思っている。ぜひ楽しく、そして意味のある実践を重ねていただきたい。

第一回 ワークショップ

各班で出された意見と発表内容

1班

班員 井上愛美 大友敏郎 荻野善昭 来栖幹雄
黒川孔晴 田中尚典 中村国敬 渡辺翠

1 条例への想いの共有

(プロセス)

- ・ 時間を気にせず論議する
- ・ 1人1人の意見をじっくり聞く
- ・ 区民の主体性をもつ
- ・ このチャンスを最大限使いたい

(条例内容)

- ・ やさしく誰にでもわかる条例
- ・ わかりやすい条例がいい 特に「ことば」
- ・ 財政規律をしっかりとしたい
- ・ 区民による区民のための条例にする
- ・ 行政の透明度を高めたい

(その他)

- ・ 最初から枠にはめられてる感じ(参加者の自由度を認めること)
- ・ 必要とするのか?
- ・ 条例の内容がわからない

2 会議名称案

- ・ スケジュールに縛られたくない
- ・ このままでいい
- ・ 区民検
- ・ みんなで自治基本条例を考える会
- ・ 区民で創るまちの憲法
- ・ 自治の基本に関する区民会議
- ・ 31 しんじゅく愛す

全体発表

- ・ 子供たちでもわかるような名称にすべきではないか。
(例 みんなで自治基本条例を考える会 など)
- ・ 自治基本条例のイメージが漠然としており、議会・行政の考えた内容に引きずられてしまうのではないかという危惧がある。いろいろな資料をいただきながら自分たちで調べ、考え、案を創っていききたい。
- ・ 行政の透明性を高め、区民が主役のまちをつくっていききたい。

2班

班員 今井茂子 大浦正夫 竹内妙子 土屋慶子
野尻信江 和田博文 平岡徹

1 条例への想いの共有**(プロセス)**

- ・ 区民の希望を丁寧に入れてほしい
- ・ 自分たちの自治は自分たちの手で創っていこう
- ・ 小中学生の意見も聞いてみよう
- ・ 地球規模の視点も忘れないようにしたい
- ・ 理想を追うのではなく現実的な事を考えることも必要

(条例内容)

- ・ 地域の特性を活かしてほしい
- ・ 誰にでも理解できる文章をわかりやすく策定する
- ・ 新宿らしさの出た基本条例になるようにしたい
- ・ 区民の参画と協働の保障
- ・ 議会と住民の参画と協働
- ・ わかりやすい参画と協働
- ・ 区長が変わってもゆるぎのない条例としたい
- ・ 区政の主役である区民が幸せに暮らせるように
- ・ “憲法” から “行政法” につながるしくみを入れた基本条例を創りたい
- ・ (基本は) 自治体運営条例
- ・ 基本構想を実現するための条例でもある

(その他)

- ・ 現在の区の条例を確認したい
- ・ 作成する条例は根本的な憲法か？
- ・ 議論の基本となる語句の定義をどうするのか 例、区民
- ・ 会議の予算は決定済み？

2 会議名称案

- ・ 新宿区自治基本条例区民会議
- ・ 新宿発自治基本条例区民検討会議

全体発表

- ・ すでにある条例案を検討する会議ではなく、たたき台などがない状態から議論をする会議であるので、「検討」はいらぬのではないかと。2班における多数決では「新宿区自治基本条例区民会議」が多数であった。
- ・ この会議の予算は決定済みなのか、行政に質問したい
- ・ 理念の基本となる語句の定義をどうするのか。例えば、基本構想の「区民」は新宿区で働く人々も含まれているが、違った定義でいくのか、基本構想を踏襲するのかを議論したい。
- ・ 地区協議会の性格・位置づけから議論がはじまるのではないかと。

3班

班員 喜治賢次 小林辰男 齊藤博 高野健
樋口蓉子 水谷元啓 森山富夫

1 条例への想いの共有

(プロセス)

- ・ 何のためにつくるのかを共有したい
- ・ 条例ができて区民は理解できるのか
- ・ 区民(市民)を巻き込む手法とは?
- ・ 地域の特性を生かしたまちづくり

(条例内容)

- ・ 区民による区民のための条例
- ・ 区民の喜ぶ条例
- ・ 区民にとって役に立つ条例に
- ・ 実効性のある条例
- ・ 先進性と普遍性
- ・ 住民の想いをビジョンにする
- ・ 何を決めておけばいいのでしょうか?

2 会議名称案

- ・ 今のところなし
- ・ 愛称は不必要
- ・ 自治ビジョン 21
- ・ 新宿まちづくり会
- ・ 自治基本条例をつくろう会 (略して「つくろう会」)
- ・ 我が町ビジョン

全体発表

- ・ 区民による区民のための、区民の喜ぶ、区民に役立つ条例としたい。
- ・ 住民の想いをビジョンにしながら、先進性・普遍性といったものを考えたい。
- ・ 条例ができた場合、住民は理解できるのか。理解させるためにはどうしていけばいいか考えたい。
- ・ 区民・市民を巻き込むにはどうするか、参加していない区民を巻き込む方法を考えたい。
- ・ 地域の特性を生かしたい。地域はどこもかしこも違うなかで、どう整合性等を考えていくか。地区協議会、町会、地域センターのあり方も含めて考えたい。
- ・ 補助金をあてにせず、自活できる自治体としたい。
- ・ 住民とは誰のことかも考えなくてはならない。

1 条例への想いの共有

(プロセス)

- ・ 判断に迷ったら次世代のことを考える
- ・ 文言の定義の議論はしっかりする
- ・ 自治はまちの認識から

(条例内容)

- ・ 多様な新宿らしさを出す
- ・ わがままでいい
- ・ わかりやすい条例を創る
- ・ 理念はしっかり、実効性も確保する
- ・ 見直し規定は必要
- ・ 屋上屋にならない条例
- ・ 新宿の特性を生かし、次世代を考慮した条例の制定
- ・ 私たちのルールをつくりたい
- ・ 外国人でも守れる条例を創る
- ・ 子供たちに恥ずかしくない条例を
- ・ 他に勝っていくための条例で良い
- ・ 形式的にならないこと
- ・ 新宿区自治の骨組み(想い)
- ・ 運営は区民が中心で

(その他)

- ・ 地区協議会の位置づけを活かしたい
- ・ 自治基本条例のメリットは何か？
- ・ 自治基本条例とは何か？
- ・ 区民自治とは何か？
- ・ 都市型コミュニティとは？

2 会議名称案

- ・ わがままに新宿を考える会
- ・ 自治基本条例検討会議
- ・ 新宿まちづくりの会
- ・ 本当に新宿を考える会

全体発表

- ・ 形式的な会議にならないことが重要。
- ・ 子供たちに恥ずかしくない、また外国人にも守ってもらえるような条例を私たちの手で創っていききたい。
- ・ 文言の定義をしっかりと議論し、屋上屋にならない条例としたい。
- ・ 多様な新宿らしさを出す自治基本条例とは何かを考えていきたい。
- ・ 今後の運営方法として、判断に迷ったら次世代のことを考えて決定したい。
- ・ 基本構想の延長にある条例としたい。

まとめ 各班で出された意見の共通項

1 条例への想いの共有

1) プロセス

じっくり議論する

- ・ 時間を気にせず論議する
- ・ 1人1人の意見をじっくり聞く
- ・ 区民の希望を丁寧に入れてほしい
- ・ 次世代を意識する 等

新宿はどんなまちか、新宿の特性は何か

- ・ 地域の特性を生かしたまちづくり
- ・ 自治はまちの認識から
- ・ 多様な新宿らしさを出す 等

プロセスに対する意見のうち、多く出されたものは二点挙げられる。ひとつは議論の進め方であるが、じっくり丁寧に議論をしようという意見である。ふたつ目は議論の前提として、新宿はいったいどんなまちか、新宿の特性は何かといったものを発見・共有することが重要であるという意見である。

2) 条例内容

わかりやすい条例に

- ・ やさしく誰にでもわかる条例
- ・ わかりやすい条例がいい 特に「ことば」
- ・ 誰にでも理解できる文章をわかりやすく策定する 等

形式的でない、実効性のある条例に

- ・ 実効性のある条例
- ・ 形式的にならないこと
- ・ 理念はしっかり、実効性も確保する 等

区民による、区民のための条例に

- ・ 区民による区民のための条例にする
- ・ 区民による区民のための条例
- ・ 区民にとって役に立つ条例に 等

さまざまな地域特性を生かした条例に

- ・ 私たちのルールをつくりたい
- ・ (基本は)自治体運営条例
- ・ 地区協議会などのあり方 等

条例内容に対する意見のうち、多く出されたものは四点である。一点目は、誰にでもわかる、わかりやすい条例にしようという意見である。二点目は、一点目とも関わるが、形式的でない、実効性のある条例にしたいという意見である。三点目は、区民による、区民のための条例にしようという意見である。四点目は、プロセスの二点目と関連するが、さまざまな地域特性を生かした条例にしようという意見である。

3) その他

自治基本条例の内容は何？

- ・ 条例の内容がわからない
- ・ 作成する条例は根本的な憲法か？
- ・ 自治基本条例とは何か？

その他としては、今後の課題となるが、自治基本条例の内容がいまだはっきりせず、漠然としているという意見が共通項として挙げられる。

2 会議名称案

「 会議」に類する案

- ・ 新宿区自治基本条例区民会議
- ・ 新宿区自治基本条例区民検討会議 等

「 会」に類する案

- ・ みんなで自治基本条例を考える会
- ・ 自治基本条例をつくろう会
- ・ わがままに新宿を考える会 等

名称案として最も多く挙げたのは、「(仮称)新宿区自治基本条例検討会議」を基とするものである。仮称をとればいい、このままでいいといった意見や、既存の条例案を検討する会議ではないので「検討」はいらないという意見が見られる。

また、 会といった名称案も多く挙げられている。これらに共通する視点として、子どもを含めた区民・住民みんなにわかりやすい名称にすべきという考えが挙げられる。